



神奈川県

災害時透析患者支援マニュアル

(透析医療機関情報伝達マニュアル)

令和8年3月改定版

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

目次

I	はじめに.....	- 1 -
1	目的.....	- 1 -
2	本マニュアルの適用について.....	- 1 -
3	本マニュアルの更新について.....	- 2 -
4	一社)神奈川県透析危機対策協議会との連携について.....	- 2 -
II	透析医療機関情報の伝達について.....	- 3 -
1	神奈川県内における災害発生時の対応について.....	- 3 -
2	透析医療機関の被災状況報告について.....	- 4 -
	(1) 被災状況入力システムについて.....	- 4 -
	(2) システムへの入力について.....	- 4 -
	(3) システムが使用できない場合について.....	- 4 -
3	透析医療機関の被災状況の確認、情報伝達について.....	- 5 -
	(1) 透析医療機関.....	- 5 -
	(2) 地域災害医療対策会議等.....	- 5 -
	(3) 市町村.....	- 5 -
	(4) Kanagawa - DC.....	- 5 -
	(5) 医療調整担当(透析).....	- 5 -
4	システムが使用できない場合の透析医療機関情報の伝達について.....	- 6 -
	(1) 透析医療機関.....	- 7 -
	(2) 地域災害医療対策会議等.....	- 7 -
	(3) 市町村.....	- 7 -
	(4) Kanagawa-DC.....	- 7 -
	(5) 医療調整担当(透析).....	- 7 -
5	県民への情報提供の頻度について.....	- 8 -
III	透析患者の受入調整について.....	- 9 -
1	県内の透析患者の受入調整について.....	- 9 -
2	県外地域への応援要請について.....	- 9 -
IV	平時からの取組について.....	- 10 -
1	県内透析医療機関の名簿の作成について.....	- 10 -
2	平時からの体制構築について.....	- 10 -
V	資料集.....	- 11 -
1	医療調整担当(透析)、地域災害医療対策会議等 連絡先一覧..	- 11 -
2	各機関の役割と体制(神奈川県災害時保健医療救護計画より)..	- 13 -
3	Kanagawa-DCの体制.....	- 16 -

【別紙】

様式1 透析医療機関被災状況等報告書(緊急)

様式2 透析医療機関被災状況等報告書(詳細)

I はじめに

1 目的

人工透析患者は、血液透析では週3回、腹膜透析では原則連日の定期的な透析を受けなければならないが、災害時においても透析を受けられるような体制を整備する必要がある。

本マニュアルは、神奈川県地域防災計画及び神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、透析医療機関の罹災状況や慢性維持透析患者（以下、「透析患者」という。）に係る情報等の迅速かつ的確な収集・提供と、災害時における透析患者へ継続的な医療提供体制の整備を目的に策定する。

（参考）

神奈川県地域防災計画 掲載場所：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5150/index.html>

神奈川県災害時保健医療救護計画 掲載場所：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/cnt/saigaiiryou/index.html>

2 本マニュアルの適用について

県は、地震等の大規模災害が発生又は発生のおそれがあり、県災害対策本部を設置したとき、県災害対策本部の下に「県保健医療福祉調整本部」を設置する。本マニュアルは、「県保健医療福祉調整本部」が設置された場合に適用する。

【参考】県災害対策本部設置基準（神奈川県地域防災計画より抜粋）

本部の設置基準（地震災害及び火山災害）	備考
1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
2 大津波警報が県下に発表されたとき	
3 横浜地方気象台が震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムによって震度6弱以上を観測したとき	
4 その他状況により必要があるとき	
5 津波警報が県下に発表され、又は横浜地方気象台が震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムによって震度5弱若しくは震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。
6 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき	
7 その他状況により必要があるとき	

3 本マニュアルの更新について

本マニュアルは、定期的に内容を検証し、実情に応じて関係機関と協力して更新していく。

【改定履歴】

- ・平成8年、「災害時透析患者支援マニュアル」を作成。
- ・平成19年、情報通信技術の発達により、支援情報の伝達手段の見直しが必要となり改定。
- ・平成24年、東日本大震災の経験を踏まえ、迅速な情報収集及び伝達を行えるように改定。
- ・平成27年、広域災害救急医療情報システム（EMIS）がリニューアルされたことに伴い、EMISを活用した内容に改定。
- ・令和元年、神奈川県保健医療救護計画が改正されたことに伴い改定。
- ・令和7年、神奈川県災害時保健医療救護計画の改正及びEMIS代替サービスである新EMISが運用開始されたことに伴い、改定。

4 一社）神奈川県透析危機対策協議会との連携について

神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、県は災害時における透析患者の調整を一般社団法人神奈川県透析危機対策協議会（Kanagawa Dialysis Crisis Council。以下、「Kanagawa - DC」という。）と連携して行う。

また、県は、Kanagawa - DCと「災害時透析危機対策に関する連携協定」を締結し、透析患者の調整に必要な県内透析医療機関の罹災状況及び透析患者に係る情報の収集等を連携して行う。

なお、神奈川県災害時保健医療救護計画及び「災害時透析危機対策に関する連携協定」に基づき、大規模災害発生時には災害時透析医療アドバイザーを設置する。

【Kanagawa - DCとは】

神奈川県透析医会、神奈川県透析施設連絡協議会、神奈川県臨床工学技士会、神奈川県腎不全看護研究会の4団体を中心に設立した透析医療機関の共助の組織。自然災害だけでなく、新興感染症などあらゆる要因から安定した透析医療を継続できない状態を「危機」と捉え、医療提供体制の円滑化を目的として活動する。

【災害時透析医療アドバイザーとは】

災害時透析医療アドバイザーは、がん・疾病対策課長（医療調整担当（透析）を担う。）の要請に基づき、Kanagawa-DCが派遣する。災害時透析医療アドバイザーは、県保健医療福祉調整本部に参集し、透析患者に係る調整の補助を行う。

2 透析医療機関の被災状況報告について

(1) 被災状況入力システムについて

透析医療機関の被災状況報告は、原則、緊急時透析情報共有マッピングシステム（以下、「DIEMAS」（ディーマス）という。）及び日本透析医会災害時情報ネットワーク（以下、「災害時情報ネットワーク」という。）を使用する。

なお、Kanagawa - DCに加入していない透析医療機関はDIEMASへの情報入力ができないため、災害時情報ネットワークへのみ入力を行う。

	DIEMAS	災害時情報ネットワーク
Kanagawa - DCに加入する透析医療機関	入力（全項目）	入力（全項目） ※DIEMASの入力情報を連携可能
Kanagawa - DCに加入していない透析医療機関		入力（全項目）

※ 神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、災害拠点病院、災害協力病院、災害拠点精神科病院、その他病院（災害拠点病院、災害協力病院、災害拠点精神科病院を除く全ての病院）及び有床診療所は、EMISへの入力も必要であることに留意。本マニュアルにおいては、EMISに係る記載は省略する。

【DIEMAS】

<https://kanagawa-dc.jp/index.php/diemas>

【日本透析医会災害時情報ネットワーク】

<https://www.saigai-touseki.net/>

(2) システムへの入力について

透析医療機関は、発災後速やかに被災状況（透析可否、支援要請及び患者受入に係る情報など）を各システムへ入力する。また、状況の変化に応じ、随時更新すること。

※ DIEMASへの入力方法については、Kanagawa - DCが提供するマニュアルを参照すること。

(3) システムが使用できない場合について

インターネット回線の不通や、システム障害などにより、システムへ被災状況を入力できない場合には、「4 システムが使用できない場合の透析医療機関情報の伝達について」に記載の方法で被災状況の報告を行う。

3 透析医療機関の被災状況の確認、情報伝達について

(1) 透析医療機関

透析医療機関は、DIEMASの「被災状況確認」又は災害時情報ネットワークの「登録情報一覧」から、登録した内容及び他の透析医療機関の登録内容を確認する。

(2) 地域災害医療対策会議等

地域災害医療対策会議等は、DIEMAS及び災害時情報ネットワークを参照して所管の地域の透析医療機関の被災状況を確認し、郡市透析医会や災害時透析に係る協議会等の関係機関へ情報共有するとともに、透析医療機関への支援が必要な場合には医療調整担当（透析）への支援要請や調整を行う。

(3) 市町村

市町村は、DIEMAS及び災害時情報ネットワークを参照して所管の地域の透析医療機関の被災状況を確認し、透析患者への情報提供を行うとともに、必要に応じて郡市医師会や災害時透析に係る協議会等の関係機関へ情報共有する。

(4) Kanagawa - DC

Kanagawa - DCは、DIEMASを参照し、Kanagawa - DCに加入する医療機関の被災状況を確認する。また、Kanagawa - DCは、被災状況等を取りまとめ、医療調整担当（透析）へ情報共有するとともに、医療調整担当（透析）と連携して透析患者の受入調整を行う。

(5) 医療調整担当（透析）

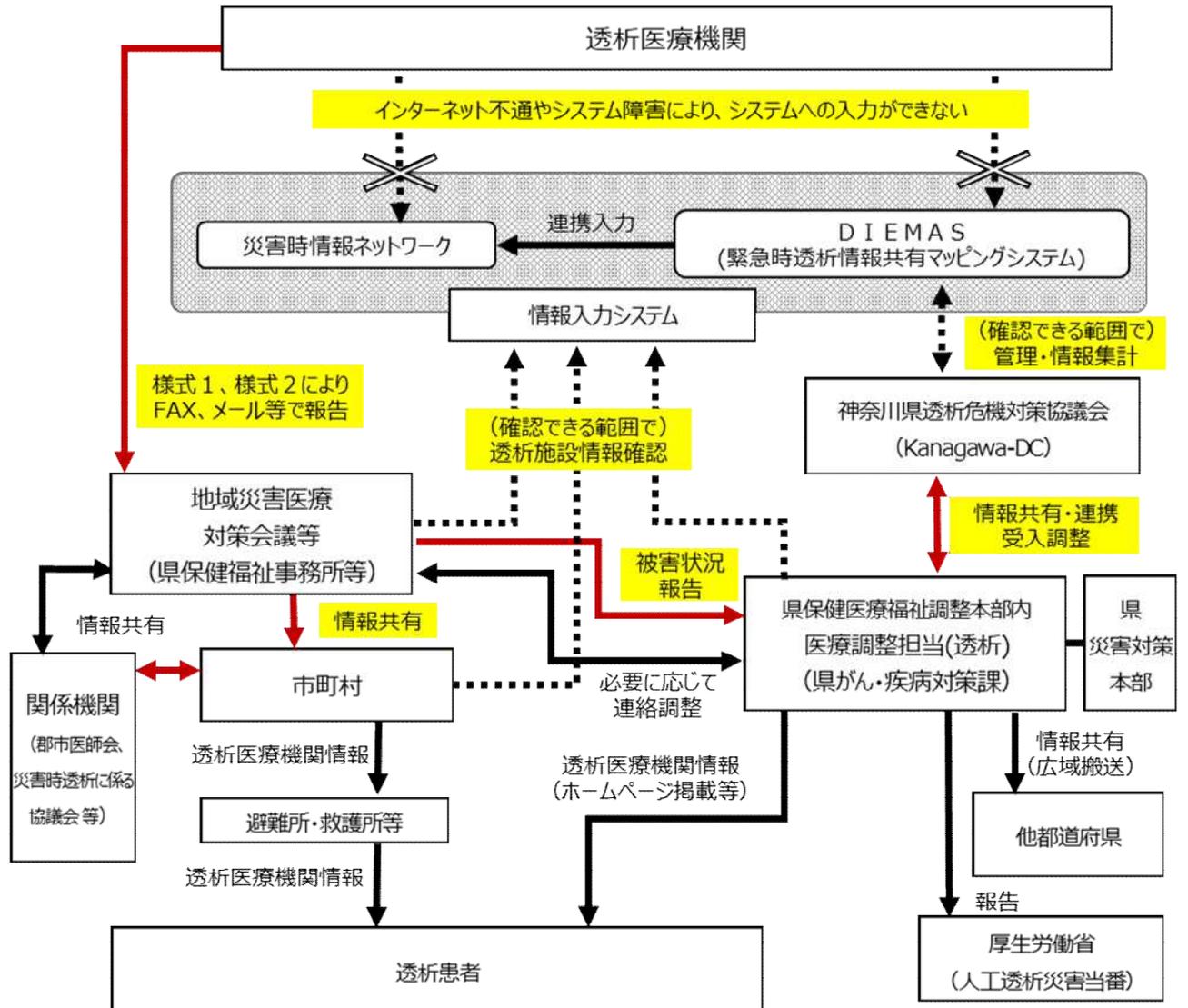
医療調整担当（透析）は、Kanagawa - DCからの情報共有に加え、DIEMAS及び災害時情報ネットワークを参照し、県内の透析医療機関の被災状況を把握し、透析患者の受入調整や、県保健医療福祉調整本部及び厚生労働省（人工透析災害当番）、他都道府県等関係機関へ情報共有・報告を行うとともに、透析医療機関への支援が必要な場合には、県保健医療福祉調整本部内で調整する（必要に応じて県保健医療福祉調整本部を通じて県災害対策本部へ支援要請する）。

また、インターネット（ホームページ等）を活用し、県民に対して必要な情報提供を行う。なお、県民に対する情報提供の頻度は「5 県民への情報提供の頻度について」のとおりとする。

4 システムが使用できない場合の透析医療機関情報の伝達について

インターネット回線の不通や、システム障害などにより、システムへ被災状況を入力できない場合には、次のとおりの対応とする。具体的な流れは（図2）のとおりとする。なお、被災状況を把握した上での透析患者への情報提供や透析医療機関への支援の調整に関する対応は「3 透析医療機関の被災状況の確認、情報伝達について」のとおりとする。

（図2）システムが使用できない場合における透析医療機関情報の伝達



(1) 透析医療機関

- ア 透析医療機関は、システムへ被災状況を入力できない場合は、発災後速やかに「透析医療機関被災状況等報告（緊急）」（様式1）を管轄の地域災害医療対策会議等にFAXやメール等で送付し、被災状況を報告する。
- イ 透析医療機関は、「透析医療機関被災状況等報告（緊急）」（様式1）を送付後、施設の詳細な被災状況等を確認し、「透析医療機関被災状況等報告（詳細）」（様式2）を管轄の地域災害医療対策会議等にFAXやメール等で送付し、支援要請情報や支援可能情報について報告する。
- ウ インターネット回線の復旧等により、システムの使用が可能となった場合は、改めてシステムへの入力により現在の被災状況等を報告する。

(2) 地域災害医療対策会議等

- ア 地域災害医療対策会議等は、FAXやメール等により透析医療機関から「透析医療機関被災状況等報告（緊急）」（様式1）又は「透析医療機関被災状況等報告（詳細）」（様式2）を受領した場合は、その内容を医療調整担当（透析）へ報告する。
- イ 地域災害医療対策会議等は、FAXやメール等により把握した透析医療機関の被災状況を、市町村及び郡市医師会や災害時透析に係る協議会等の関係機関へ情報共有する。

(3) 市町村

- ア 市町村は、地域災害医療対策会議等から共有された透析医療機関の被災状況を踏まえ、透析患者へ情報提供する。
- イ 市町村は、地域災害医療対策会議等から共有された透析医療機関の被災状況を、必要に応じて郡市医師会や災害時透析に係る協議会等の関係機関へ情報共有する。

(4) Kanagawa-DC

- ア Kanagawa-DCは、DIEMASを参照し、Kanagawa - DCに加入する医療機関の被災状況等を確認できる範囲でとりまとめ、医療調整担当（透析）へ情報共有する。

(5) 医療調整担当（透析）

- ア 医療調整担当（透析）は、地域災害医療対策会議等から報告された透析医療機関の被災状況を、Kanagawa - DCへ共有する。
- イ 医療調整担当（透析）は、地域災害医療対策会議等及びKanagawa-DCから報告・共有された透析医療機関の被災状況を踏まえ、透析患者の受入調整や県内の透析患者へ必要な情報提供を行う。
- ウ 医療調整担当（透析）は、Kanagawa - DCへの聴取等により、透析医療機関の被災状況を把握した場合には、地域災害医療対策会議等へ情報共有を行う。

5 県民への情報提供の頻度について

医療調整担当（透析）及び市町村は、県災害対策本部が設置されている間に県民へ透析医療機関に係る情報を提供する。

医療調整担当（透析）及び市町村が行う情報提供の回数は、1日2回を基本とし、情報提供時刻は以下のとおりとする。

- ・12時頃（10時時点で把握している情報を基に情報提供する）
- ・17時頃（15時時点で把握している情報を基に情報提供する）

なお、上記については目安とし、必要に応じて変更することも可能とする。

Ⅲ 透析患者の受入調整について

1 県内の透析患者の受入調整について

透析医療機関の被災等により透析不可となった場合、医療調整担当（透析）は Kanagawa - DC と連携して県内での透析患者の受入調整を行う。また、災害時透析医療アドバイザーは受入調整の補助を行う。

透析医療機関からの透析患者の受入に係る支援要請は、透析医療機関からの被災状況の報告の中で行う。

2 県外地域への応援要請について

県内において十分な透析医療が確保できないことが見込まれる場合は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、医療調整担当（透析）が各地域の被災状況や要望等を踏まえた上で、近隣都県への応援要請を行う。

また、神奈川県が参画する「災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議」が定める「災害時広域関東圏連携ルール」に基づき、構成都県との連絡・調整を行う。

。

【災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議とは】

大規模災害発生時における透析医療体制について、都県、透析医会及び臨床工学技士会等が連携し、一層の充実を図ることを目的に設置されている。広域搬送に係る課題の抽出や共通ルールの検討、机上訓練の実施などの活動を行っている。（令和7年度末時点で構成都県は1都7県）

IV 平時からの取組について

1 県内透析医療機関の名簿の作成について

県がん・疾病対策課は、人工腎臓保有状況等調査の結果を基に、県内の透析医療機関（人工腎臓保有医療機関）名簿を作成する。

<県内透析医療機関名簿掲載ページアドレス>
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f450291/>

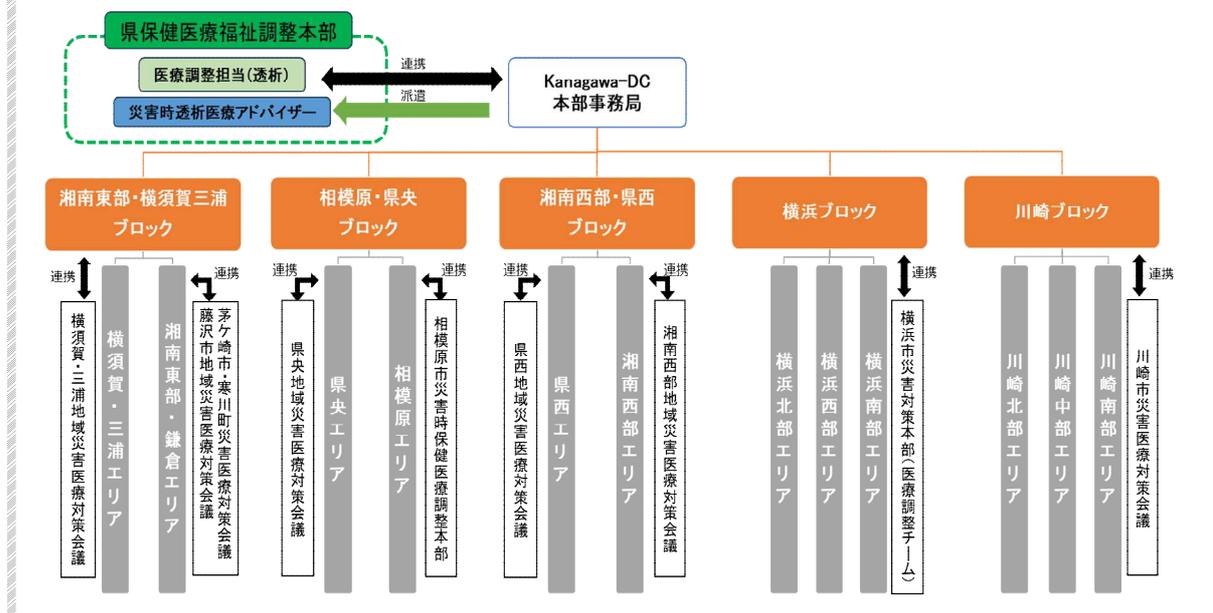
2 平時からの体制構築について

県は、平時より地域災害医療対策会議等や市町村、Kanagawa - DC 等の関係団体と連携し、災害時における透析患者の支援及び透析医療提供に必要な体制を構築することに努める。

県がん・疾病対策課は、災害時における県内の透析医療提供体制の整備をより推進していくため、各地域災害医療対策会議等と Kanagawa-DC が所管地域ごとに連携するなど、引き続き平時からの体制構築について検討を進める。

(所管地域ごとの連携イメージ)

※ 各地域の実情を踏まえ、連携体制を検討していく。



V 資料集

1 医療調整担当（透析）、地域災害医療対策会議等 連絡先一覧

神奈川県保健医療福祉調整本部 医療調整担当（透析）	
事務局	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
事務局電話	045-285-0706
事務局 F A X	045-210-8860
メールアドレス	jin99@pref.kanagawa.lg.jp

横須賀・三浦地域災害医療対策会議	
所管市町村	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
事務局	鎌倉保健福祉事務所
事務局電話	0467-24-3900（代）
事務局 F A X	0467-24-4379
メールアドレス	kamahofuku.1578.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

湘南西部地域災害医療対策会議	
所管市町村	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
事務局	平塚保健福祉事務所
事務局電話	0463-32-0130（代） 0463-32-0131（災害時優先）
事務局 F A X	0463-35-4025
メールアドレス	hirahofuku.1577.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

県央地域災害医療対策会議	
所管市町村	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
事務局	厚木保健福祉事務所
事務局電話	046-224-1111（代）内線3212
事務局 F A X	046-225-4146
メールアドレス	atuhofuku.1587.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

県西地域災害医療対策会議 小田原医療本部	
所管市町村	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
事務局	小田原保健福祉事務所
事務局電話	（平時）0465-32-8000（代）内線3221～3223 （災害時）080-1120-4550（衛星携帯電話） （災害時）050-1707-9681（スターリンク携帯電話） （災害時）050-1730-1831（スターリンク携帯電話）
事務局 F A X	0465-32-8138
メールアドレス	（平時）ohofuku.1582.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp （災害時）ohofuku.saigai.xj4d@pref.kanagawa.lg.jp

県西地域災害医療対策会議 足柄上支部	
所管市町村	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
事務局	小田原保健福祉事務所 足柄上センター
事務局電話	0465-83-5111（代） 内線410, 413, 414, 417
事務局 F A X	0465-82-8408
メールアドレス	kamihofuku.kanri@pref.kanagawa.lg.jp

横浜市災害対策本部（医療調整チーム）	
所管市町村	横浜市
事務局	（平時）横浜市医療局救急・災害医療課 （災害時）医療調整チーム
事務局電話	（平時）045-671-3932（直） （災害時）080-6651-3220
事務局FAX	（共通）045-664-3851
メールアドレス	ir-kyukyusaigairyo@city.yokohama.lg.jp

川崎市災害医療対策会議	
所管市町村	川崎市
事務局	（平時）川崎市健康福祉局保健医療政策部災害保健医療対策課 （災害時）川崎市保健医療調整本部
事務局電話	（平時）044-200-0562（直） （災害時）044-200-0240（直）
事務局FAX	（平時）044-200-3934 （災害時）044-200-0409
メールアドレス	40sairyo@city.kawasaki.jp

相模原市災害時保健医療調整本部	
所管市町村	相模原市
事務局	相模原市健康福祉局保健衛生部医療政策課
事務局電話	042-769-9230（直）
事務局FAX	042-750-3066
メールアドレス	iryouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

藤沢市地域災害医療対策会議	
所管市町村	藤沢市
事務局	藤沢市地域保健課
事務局電話	0466-50-3592（直）
事務局FAX	0466-28-2020
メールアドレス	fj-hoken-j@city.fujisawa.lg.jp

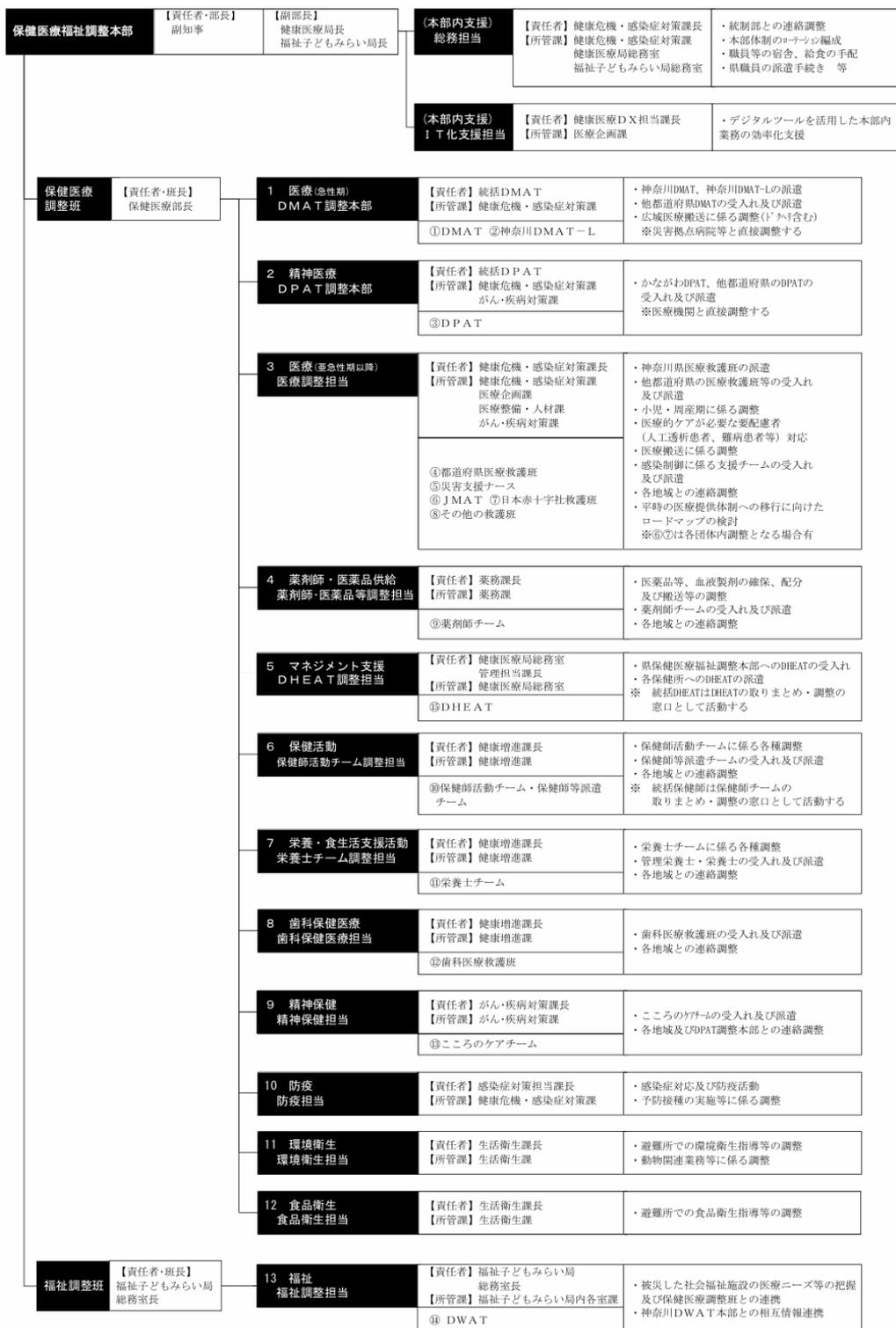
茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	
所管市町村	茅ヶ崎市、寒川町
事務局	茅ヶ崎市地域保健課
事務局電話	0467-38-3314（直）
事務局FAX	0467-82-0501
メールアドレス	hokenjyo_chiiki_hoken@city.chigasaki.kanagawa.jp

2 各機関の役割と体制（神奈川県災害時保健医療救護計画より）

(1) 県保健医療福祉調整本部

- ・保健医療福祉活動に関する情報の収集・提供・整理・分析
- ・保健医療活動チーム等の全体的な活動調整・情報連携
- ・県保健福祉事務所（センターを含む。以下同じ。）及び保健所設置市5における保健所、地域災害医療対策会議等の保健医療福祉活動への助言・支援
- ・その他保健医療福祉調整本部の部長が特に指示する事項

神奈川県の体制（本庁）



(2) (保健医療福祉調整本部内) 保健医療調整班 医療調整担当

<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する全ての救護班の指揮、調整及び後方支援 ・DMATからの引継ぎに係る各種調整 ・地域災害医療対策会議等からの要請に基づく各地域への救護班の派遣調整・県医師会(JMAT)、日本赤十字社神奈川県支部(日赤救護班)、全日本病院協会(AMAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)との情報共有及び各種調整 ・災害支援ナースの派遣調整 ・他都道府県、厚生労働省等への救護班の派遣要請 ・重症患者の受入病床及び救急搬送手段の確保の調整 ・小児・周産期の患者等に係る受入れ及び搬送等の調整 ・医療的ケアが必要な要配慮者(人工透析患者、難病患者等)対応 ・大規模災害被災地の避難所等における感染制御のための支援チームの派遣調整 ・消防、自衛隊等の関係機関との連携及び調整 ・県保健医療福祉調整本部内での情報共有及び各種調整 ・平時の医療提供体制への移行に向けたロードマップの検討 ・撤収及び追加派遣の必要性の判断

(3) 地域災害医療対策会議

<ul style="list-style-type: none"> ・管内の医療機関及び薬局の被災状況の情報収集・整理 ・避難所等における医療・福祉ニーズに関する情報収集・整理 ・被災した社会福祉施設の医療ニーズ等に関する、市町村等を通じて得た情報の収集・整理 ・災害医療関係機関との連絡調整(管内市町村、災害拠点病院、災害協力病院、郡市医師会等との連絡調整を含む。) ・県保健医療福祉調整本部への支援要請及び各種調整 ・保健医療活動チーム(医療救護班等・薬剤師班)の受入れ・派遣調整 ・傷病者等の搬送・受入れに関する連絡調整 ・医薬品等の調達及び配分等 	等
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

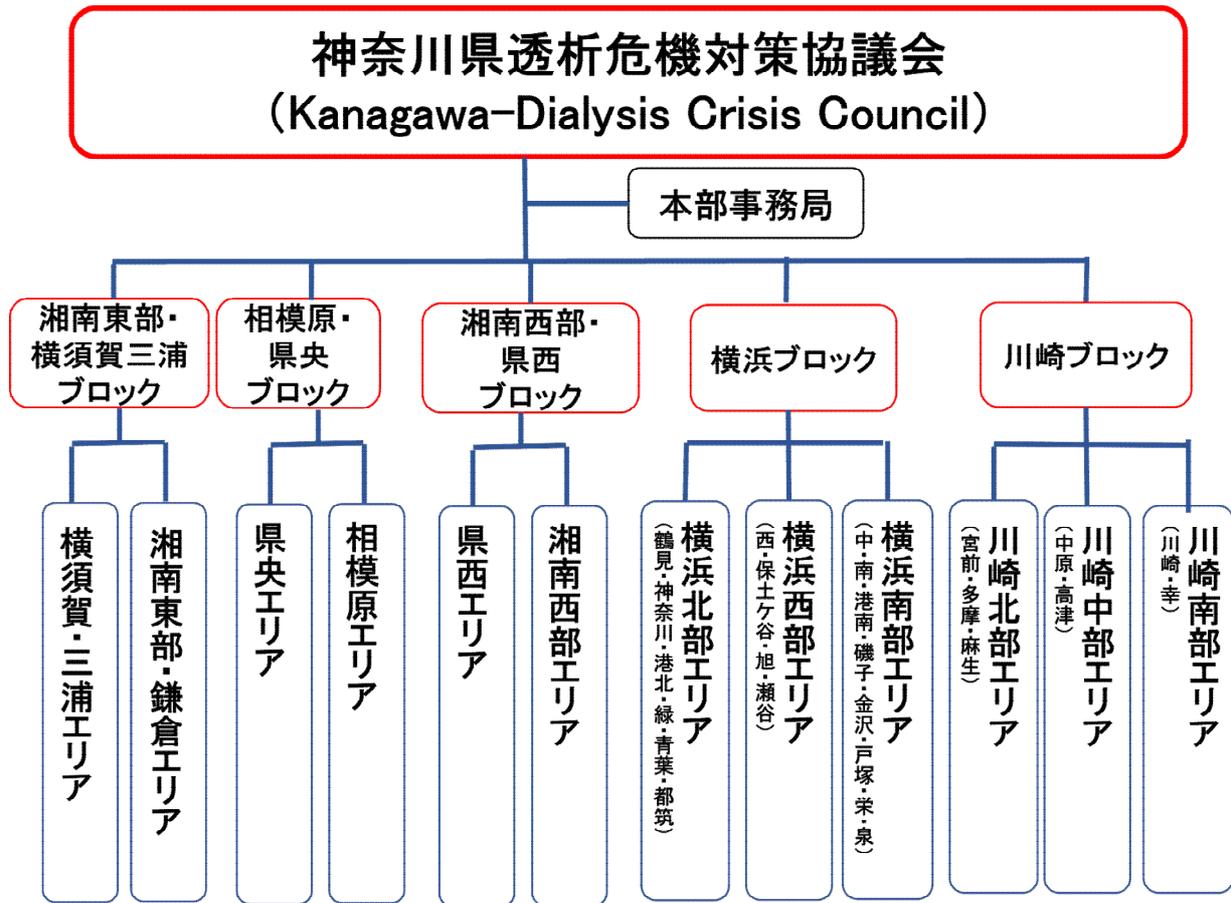
地域災害医療対策会議の所管市町村

会議名	所管市町村	事務局
横須賀・三浦地域災害医療対策会議	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所
湘南西部地域災害医療対策会議	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所
県央地域災害医療対策会議	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所
県西地域災害医療対策会議	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原保健福祉事務所

※ 地域災害医療対策会議は、原則、二次保健医療圏ごとに設置するが、政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置する。

(4) 市町村

- ・ 救護所及び避難所の設置・運営
- ・ 避難所等における医療・福祉ニーズの把握と状況報告
- ・ 被災した社会福祉施設の医療ニーズ等の把握と状況報告
- ・ 救護班（郡市医師会等との協定に基づくもの）の編成、派遣
- ・ 医薬品等、血液製剤の確保
- ・ 消防機関による救出救助、消火、救急活動・捜索
- ・ 避難所における感染症対策、栄養・食生活・歯科保健対策支援
- ・ 妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等、発災時に特に支援を必要とする者の避難誘導や、健康を確保するための対応
- ・ 在宅精神障害者への支援及びこころのケアに関する普及啓発、D P A T等との連携
- ・ 遺体の収容場所の確保と運用、棺等の確保調達、埋火葬対応
- ・ 仮設住宅設置
- ・ 関係機関、団体等関係者との連絡調整





神奈川県

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111